

令和6年第10回定例会

- 1 日 時 令和6年6月12日（水）10時30分から11時00分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
書記 4名

4 議 事

議 案

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて

報 告

- 1 令和6年6月2日執行港区長選挙結果について
- 2 令和6年6月の選挙人名簿登録者数等について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和6年第10回定例委員会を開会いたします。</p> <p>お手元に、令和6年第9回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。</p> <p>本日は、1件の議案と2件の報告事項を予定しております。</p> <p>それでは、議案第1号 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《議案第1号について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>前回は質問したかもしれませんが、当該施設に入所している方は、当該施設に住民票を移されている方になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>個人情報になりますので、個別に住民票を移しているかどうかについては把握しておりませんが、施設にヒアリングしたところ、基本的には長期間滞在される方については住民票を移す手続きについて説明しているとのこと。ただ、実際には御家庭の事情等により、住民票を移されていない方もいらっしゃるかと聞いております。</p>
委員	<p>施設所在地に住民票を移されていない方が投票した票は、施設で仕分けるのですか。それとも施設所在地の選挙管理委員会で仕分けるのですか。</p>
事務局	<p>基本的には、投票された票は封筒に封入の上、郵送されますので、投票された方が登録されている選挙人名簿を所管する選挙管理委員会に票が届くこととなります。</p>
委員	<p>自分の住民票のある住所を封筒に書いて投票するということですか。</p>
事務局	<p>イメージとしてはそのようなかたちです。</p>
委員	<p>施設の業務は、その封筒を各選挙管理委員会へ郵送するだけということですか。</p>
事務局	<p>不在者投票ということになっておりますので、立会人により、御本人が意思をもって投票されたものがきちんと封入されているか等、通常の投票と同じような確認が行われた上で、票が郵送されます。</p>
委員長	<p>施設所在地に住民票を移していない方も投票ができるという風に聞こえましたが、投票ができるのですか。</p>

- 事務局 今お話ししたのは、施設所在地に住民票を移されていない方、御家族と同じ住所に住民票がある方等については、住民票のある住所地が対象となる選挙が行われる際には、施設において投票が可能であり、票が当該住所地を所管する選挙管理委員会へ郵送されるというものになります。
- 施設所在地に住民票を移されている方については、施設所在地が対象となる選挙が行われる際に投票することが可能であり、当該住所地を所管する選挙管理委員会へ票が郵送されます。
- 最終的には、住民票のある住所地を所管する選挙管理委員会へ票が郵送されるということになります。
- 委員 都内全域が対象となる都知事選挙の場合はあまり問題にならないかもしれないが、都議会議員補欠選挙の場合等は、選挙権のない方も施設に入所されていることも多いと思うが、選挙権の有無については、本人の自己申告制なのでしょうか。それとも施設の職員が確認の上、選挙権について伝えているのでしょうか。
- 事務局 選挙の対象となる地域に住民票のある方が申告をされた際に、施設が手続きを行い、不在者投票を実施します。例えば、施設所在地が選挙の対象の場合は、施設に住民票を移している方かつ、御本人より投票を行いたい旨の申告があった場合に、不在者投票の手続きをとります。
- 委員 御本人の申告制なのですか。
- 事務局 御本人より、施設で不在者投票を行いたい旨の意思を示されないと、不在者投票は行われえないということになります。
- 委員 選挙が行われる際に、施設において、不在者投票に関する周知はされているのですか。
- 事務局 実際の細かい周知方法については把握しておりませんが、月に1回程度、施設と所管の選挙管理委員会で情報交換をしており、入所されている方からの希望があれば、必要な情報を入手することができる環境を整えていると聞いております。
- 委員 実際の有権者に対する不在者投票の過去の投票率を教えてください。
- 事務局 投票率を確認できた実績はありませんので、資料はございません。
- 委員 実際には施設における投票率があまり高くないのであれば、少し検討する余地があるのではないかと思います。
- 事務局 御意見として賜りました。ありがとうございます。
- 委員 不在者投票の投票率は分からないと思うが、投票数は分かりますか。

事務局 1つの選挙について、どういった方法で投票が行われたかについては確認できと思いますが、個別の施設ごとのデータは持っていません。

また、類似のお話になりますが、障害をお持ちの方の投票率を確認したいという場合につきまして、あまり小規模な施設でそういった実績調査を行い公表した場合、投票意思も個人の自由であり、様々な御意見があるため、データとしては持っていません。

委員 具体的にはどのように不在者投票を行うのですか。投票日での投票でしょうか。それとも郵送されるということでしたので期日前の投票でしょうか。

事務局 実際には、期日前投票の期間である告示日翌日から選挙期日前日までの間において、実施施設の状況等も踏まえ、実施日を指定していると聞いております。

委員 最近では以前よりも郵送に日数がかかるようになったが、どのように対応しているのでしょうか。

事務局 郵送事情も変化しておりますので、郵送日数に余裕をもって、投票実施日を決定していると聞いております。

委員 不在者投票施設の指定にあたり、今後の方向性として考えていることはありますか。

事務局 基本的には、広く投票機会を確保するため、不在者投票にかかる体制が整っていることを確認できれば、すべからく指定していくことを考えております。

委員長 他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、報告事項第1 令和6年6月2日執行港区長選挙結果について、事務局より説明を求めます。

事務局 <<報告事項第1について説明>>

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、報告事項第1について了承することといたします。

それでは、報告事項第2 令和6年6月の選挙人名簿登録者数等について、事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第2について説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
それでは私から質問させていただきます。毎年9月に登録者数が大きく増えていますが、どのような要因によるものでしょうか。

事務局 選挙人名簿登録者数が増えるパターンとしましては、主に転入によるものですが、当該住所地に3か月間居住しないと名簿に登録されないため、毎年4月に多くの転入がありますが、6月時点では登録されず、9月の時点で初めて登録されることになるため、9月に登録者数が増えているものと思われま

委員長 他に御質問・御意見はありませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、報告事項第2について了承することといたします。
それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 《当面の日程について説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、6月26日に開催することといたします。
その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 なし

委員長 特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。